

## 年金記録確認中央第三者委員会（第3回） 議事要旨

1. 日 時 平成19年7月3日（火）15時00分から18時00分

2. 場 所 ルポール麹町

3. 出席者

（委員会）梶谷委員長、高野委員長代理、石井委員、衛藤委員、小澤委員、関口委員、中村委員、奈良委員、南委員

（総務省）熊谷行政評価局長、新井審議官 ほか

4. 議題

(1) あっせんに当たっての判断の基準について

(2) その他

5. 会議経過

(1) あっせんに当たっての判断の基準の策定のため、国民年金に関する具体の事例（社会保険庁において記録訂正の必要がないとの結論を示した事例のうち、申立人が特例納付を行ったと主張しているもの、本人以外の者が代わって支払っていた時期があると主張しているもの、納付の内訳についての自署メモ、通帳があるもの）を基に、各委員から自由に意見を求めるかたちで議論が行われた。

議論の中では、

- ・ 社会保険庁が記録訂正の必要なしと結論づけた事例の中でも、訂正を認めることができるものがあるか検討すべきではないか
- ・ 支払いの始期が不明のものは扱いが難しい
- ・ 申立人の記録を扱う社会保険事務所に類似の事案の発生状況を照会してみてもどうかなどの意見があった。

(2) 続いて、あっせんに当たっての基本方針についての議論が行われた。この中では、国民の立場に立ち、申立てを十分に斟酌し、関連資料を集めるなどして、御本人の主張に筋道が立っていれば方向として認めていこうという基本的な考え方が確認された。

また、議論の中では、

- ・ 委員会としてよって立つべき考え方を示すために、基本方針に前文を盛り込むべきではないか
  - ・ その前文の中では、保険料をきちんと払った方についてその権利を実現することを目指すものであることを明らかにすべきではないか
- などの意見があった。

次回の委員会においては、具体の事例に基づいた議論及び基本方針の方向性を煮詰める議論を行うこととされた。

(3) 次回は、7月5日(木)10時00分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕